

「環境物品等の調達に関する基本方針」の変更及び
意見募集（パブリックコメント）の結果について
（お知らせ）

平成27年2月3日（火）
環境省総合環境政策局環境経済課
（代 表：03-3581-3351）
（直 通：03-5521-8229）
課 長：大熊 一寛（内線6260）
課長補佐：野崎 教之（内線6251）
担 当：伊藤 亮介（内線 6275）
品川 洋（内線 6291）

本日、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更について閣議決定されました。

今回の変更では、「スマートフォン」「金属製ブラインド」「合板型枠」を追加し、47品目の判断の基準等の見直しを行いました。これにより、対象品目は270品目となりました。来年度以降も、引き続き本基本方針を点検し、必要に応じて基準の強化等を検討していく予定です。

また、平成26年11月7日から12月4日までの間に実施した本件に対する意見募集（パブリックコメント）の結果についても併せてお知らせいたします。

1. 平成26年度の主な変更点

主な変更点は、以下のとおりです。

【品目の追加】

スマートフォン、金属製ブラインド、合板型枠

【判断の基準の変更】

○省エネルギーに関する基準の強化

- ・消費電力、エネルギー消費効率に係る基準の強化

電子計算機、テレビジョン受信機、LED照明、電球型LEDランプ、画像機器（経過措置の終了）

- ・待機時消費電力に係る基準の強化・追加

シュレッダー、電子レンジ

○化学物質に関する基準の強化

- ・欧州RoHS指令における規制物質に係る基準の強化

プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、電子レンジ、エアコンディショナー

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に伴う製品のノンフロン・低 GWP 化に関する基準の変更

・フロン類の使用禁止等

ダストブロー、電気冷蔵庫、ヒートポンプ式電気給湯器、マットレス、断熱材、庁舎管理、自動販売機設置

・配慮事項への記載

エアコンディショナー、自動車（カーエアコン）、ガスヒートポンプ式冷暖房機

その他の変更点については添付資料 1 を御覧ください。

本基本方針の全文については、環境省ホームページに掲載予定です。

<アドレス><http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

<参考> グリーン購入法基本方針説明会について

今回変更された基本方針の内容について、国等の機関、地方公共団体及び関係事業者の皆様を対象に、全国 8 箇所で開催します。参加を希望される方は、申込要領に従ってメールにてお申し込みください。詳細については、環境省ホームページに掲載しています。

<アドレス>http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/index.html

2. 意見募集（パブリックコメント）の結果について

(1) 意見募集要領

- ・意見募集対象：「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の見直し（案）
- ・意見募集期間：平成 26 年 11 月 7 日（金）～平成 26 年 12 月 4 日（木）
- ・告知方法：報道発表（お知らせ）
- ・意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

(2) 意見提出者数及び意見提出分野の内訳

- | | | |
|---------|--------|------|
| ・意見提出者数 | 業界団体 | 28 者 |
| | 地方公共団体 | 7 者 |
| | 事業者 | 3 者 |
| | 一般 | 6 者 |

・意見提出分野の内訳

| 意見提出分野 | 件数 | 提出者別内訳 | | | |
|---------|----|--------|--------|-----|----|
| | | 業界団体等 | 地方公共団体 | 事業者 | 一般 |
| 画像機器等 | 6 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 電子計算機等 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| オフィス機器等 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 照明 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 公共工事 | 42 | 25 | 7 | 5 | 5 |
| 合計 | 54 | 30 | 7 | 7 | 10 |

※同一の提出者から複数の内容の意見が提出されている場合は、それぞれの内容について計上していますので提出者数と意見の件数は一致しません。

(3) 意見の概要及びそれらに対する考え方

寄せられた御意見及びそれらに対する考え方については、添付資料2のとおりです。

3. 今後の見直し予定について

本年度、特定調達品目検討会において、今後5年間の見直しスケジュールを取りまとめました。来年度以降、これらに基づき市場状況等を勘案の上、判断の基準の強化等を検討していく予定です。

見直しスケジュールについては添付資料3を御覧ください。

〈添付資料〉

添付資料1：特定調達品目及び判断の基準等の変更一覧

添付資料2：グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の見直し（案）に対する意見の内訳

添付資料3：特定調達品目（物品及び役務）分野別見直しスケジュール

特定調達品目及び判断の基準等の変更一覧

判断の基準変更品目

平成27年度追加品目

| 分野 | 特定調達品目 (平成26年2月閣議決定) | | 特定調達品目の追加及び判断の基準等の変更の主な内容 (平成27年2月閣議決定) | |
|-------|-------------------------|---|--|-------------------|
| | 品目数 | 品目名称 | 追加品目数 | 品目名称等 |
| 共通 | | | | |
| 1 紙類 | 7 | コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレtp用紙 ティッシュペーパー | | |
| 2 文具類 | 83 | シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー (汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射クリップ (本体) 事務用修正具 (テープ) 事務用修正具 (液状) クラフトテープ 粘着テープ (布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット (玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース (紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウエットタイプ) OAクリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター (枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カuttingマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり (液状) (補充用を含む。) のり (澱粉のり) (補充用を含む。) のり (固形) のり (テープ) | | * 噴射剤に係る判断の基準の見直し |

| 分野 | 特定調達品目 (平成26年2月閣議決定) | | 特定調達品目の追加及び判断の基準等の変更の主な内容 (平成27年2月閣議決定) | |
|-----------|-------------------------|--|--|--|
| | 品目数 | 品目名称 | 追加品目数 | 品目名称等 |
| | | ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド | | |
| 3 オフィス家具等 | 10 | いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード | | |
| 4 O A 機器 | 19 | コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア | | ※分野を3つに分割 ①画像機器等:コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、カートリッジ等、プロジェクタ ②電子計算機等:電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア ③オフィス機器等:シュレッダー、デジタル印刷機、一次電池又は小形充電式電池、電子式卓上計算機、掛時計 * 使用済み製品の回収、再使用、再生利用のシステム構築等を判断の基準に追加 * 消費電力に係る経過措置を終了 * 紙の使用量削減機能を配慮事項に追加 * インクジェット方式の製品をプリンタ等の区分に変更 * エネルギー消費基準の判断の基準の見直し * 複合理論性能が1秒につき20万メガ演算(20GTPS)以上のものを対象に追加 * 「プリンタ/ファクシミリ兼用機」の品目名称を「プリンタ複合機」に変更 * 消費電力に係る経過措置を終了 * 消費電力に係る経過措置を終了 * 特定の化学物質の使用の制限を判断の基準に追加 * 消費電力に係る経過措置を終了 * 特定の化学物質の使用の制限を判断の基準に追加 * 待機時消費電力の基準の強化 * 出荷時における低電力モード又はオフモードへの移行時間について、配慮事項から判断の基準へ格上げ * 特定の化学物質の使用の制限を配慮事項に追加 |

| 分野 | 特定調達品目 (平成26年2月閣議決定) | | 特定調達品目の追加及び判断の基準等の変更の主な内容 (平成27年2月閣議決定) | |
|---------------|-------------------------|--|--|---|
| | 品目数 | 品目名称 | 追加品目数 | 品目名称等 |
| | | 一次電池又は小形充電池電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計 プロジェクタ | | * 一次電池について、JIS規格の改定に伴う判断の基準の見直し |
| 5 移動電話 | 2 | 携帯電話 PHS | 1 | 分野名称を「移動電話等」に修正 * 環境配慮設計に係る判断の基準を必須化 スマートフォン |
| 6 家電製品 | 6 | 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ | | * 冷媒に係る判断の基準を見直し * 定格内容積250ℓ以下の製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長(☆☆で可) * 定格内容積250ℓ超400ℓ以下の製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長(☆☆☆で可) * 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加 * 省エネ法多段階評価基準の改定に伴う見直し(1年間の経過措置の設定) * ブラウン管テレビを対象から削除 * 待機時消費電力に係る判断の基準を追加 * 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加 * 瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長(☆☆☆で可) * 暖房便座、温水洗浄便座(貯湯式)について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長(☆☆で可) * 待機時消費電力に係る判断の基準を追加 * 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加 |
| 7 エアコンディショナー等 | 3 | エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ | | * 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加 * 冷媒に使用される物質に係る配慮事項を追加 * 冷媒の充填量の低減、漏えい防止等に係る取組及び情報開示を配慮事項に追加 * 配慮事項に冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることを追加 |
| 8 温水器等 | 4 | ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器 | | * エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 * 冷媒に係る判断の基準を見直し * 判断の基準を見直し |
| 9 照明 | 5 | 蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ(直管型:大ききの区分40形蛍光ランプ) 電球形状のランプ | | * 固有エネルギー消費効率に係る判断の基準を強化 * 電球形LEDランプのランプ効率に係る判断の基準を強化等 |
| 10 自動車等 | 5 | 自動車 ETC対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油 | | * カーエアコンの冷媒に係る地球温暖化係数を配慮事項に追加(GWP150以下) |
| 11 消火器 | 1 | 消火器 | | |
| 12 制服・作業服 | 3 | 制服 作業服 帽子 | | |

| 分野 | 特定調達品目 (平成26年2月閣議決定) | | 特定調達品目の追加及び判断の基準等の変更の主な内容 (平成27年2月閣議決定) | | |
|---------------------|-------------------------|----------------------------|--|--|---------------------|
| | 品目数 | 品目名称 | 追加品目数 | 品目名称等 | |
| 13 インテリア・寝装寝具 | 10 | カーテン | 1 | | |
| | | 布製ブラインド | | 金属製ブラインド | |
| | | タフテッドカーベット | | | |
| | | タイルカーベット | | | |
| | | 織じゅうたん | | | |
| | | ニードルパンチカーベット | | | |
| | | 毛布 | | | |
| | | ふとん | | | |
| | | ベッドフレーム | | | |
| | | マットレス | | *ウレタンフォームの発泡剤に係る判断の基準を見直し | |
| 14 作業手袋 | 1 | 作業手袋 | | | |
| 15 その他繊維製品 | 7 | 集会用テント | | | |
| | | ブルーシート | | | |
| | | 防球ネット | | | |
| | | 旗 | | | |
| | | のぼり | | | |
| | | 幕 | | | |
| | | モップ | | | |
| 16 設備 | 6 | 太陽光発電システム | | | |
| | | 太陽熱利用システム | | *集熱効率に係る判断の基準を見直し | |
| | | 燃料電池 | | | |
| | | 生ゴミ処理機 | | | |
| | | 節水機器 | | | |
| | | 日射調整フィルム | | | |
| 17 災害備蓄用品 | 10 | (毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池) | | | |
| | | ペットボトル飲料水 | | *飲料水及び食料について、賞味期限内における品質・安全性の事前確認を留意事項に追記等 | |
| | | 缶詰 | | *一次電池について、JIS規格の改定に伴う判断の基準の見直し | |
| | | アルファ化米 | | | |
| | | 保存パン | | | |
| | | 乾パン | | | |
| | | レトルト食品等 | | | |
| | | 栄養調整食品 | | | |
| | | フリーズドライ食品 | | | |
| | | 非常用携帯燃料 | | | |
| 携帯発電機 | | | | | |
| 18 公共工事 | 67 | 公共工事 | 1 | | |
| | | <資材> | | | |
| | | 建設汚泥から再生した処理土 | | | |
| | | 土工用水砕スラグ | | | |
| | | 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 | | | |
| | | フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 | | | |
| | | 地盤改良用製鋼スラグ | | | |
| | | 高炉スラグ骨材 | | | |
| | | フェロニッケルスラグ骨材 | | | |
| | | 銅スラグ骨材 | | | |
| | | 電気炉酸化スラグ骨材 | | | |
| | | 再生加熱アスファルト混合物 | | | |
| | | 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 | | | |
| | | 中温化アスファルト混合物 | | | |
| | | 鉄鋼スラグ混入路盤材 | | | |
| | | 再生骨材等 | | | |
| | | 間伐材 | | | |
| | | 高炉セメント | | | |
| | | フライアッシュセメント | | | |
| | | エコセメント | | | |
| | | 透水性コンクリート | | | |
| | | 鉄鋼スラグブロック | | | |
| | | フライアッシュを用いた吹付けコンクリート | | | |
| | | 下塗用塗料(重防食) | | | |
| | | 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 | | | |
| | | 高日射反射率塗料 | | | *日射反射率保持率に係る経過措置の延長 |
| 高日射反射率防水 | | | | | |
| 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) | | | | | |

| 分野 | 特定調達品目 (平成26年2月閣議決定) | | 特定調達品目の追加及び判断の基準等の変更の主な内容 (平成27年2月閣議決定) | |
|------|-------------------------|--|--|---|
| | 品目数 | 品目名称 | 追加 品目数 | 品目名称等 |
| | | 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） バークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） 環境配慮型道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック 陶磁器質タイル 断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 フローリング パーティクルボード 繊維版 木質系セメント板 ビニル系床材 断熱材 照明制御システム 変圧器 吸収冷温水機 水蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 送風機 ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 洋風便器 再生材料を使用した型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化 | | * フロン法改正、経済産業省告示制定等に伴う見直し * 経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS制定に伴う見直し * 経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS制定に伴う見直し 合板型枠 |
| 19 役 | 務 | 18 | | * 判断の基準（技術資格、内容等）の見直し * 古紙リサイクル適性ランクリストの改定に伴う見直し（デジタル印刷用ドライトナーのランクを設定） * フロン類の漏えい防止のための措置を配慮事項から判断の基準に変更 * 経済産業省告示制定に伴う配慮事項の修正 * 経済産業省・国土交通省告示制定に伴う配慮事項の修正 * 経済産業省・国土交通省告示制定に伴う配慮事項の修正 * 冷媒及び断熱材発泡剤のフロン類に係る判断の基準の見直し * 経済産業省・国土交通省告示制定に伴う配慮事項の修正 |
| | 品目数 | 267 | 3 | 21分野270品目 |

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の見直し(案)に対する意見の内訳

| 意見分類 | | 対応方針 | 件数 |
|------------------|---|--|----|
| | | | 合計 |
| ①画像機器等 | | | 54 |
| | | | 6 |
| コピー機等 | 複写機(単体)は出荷台数が少ないため、分類を“複合機等”に改めるべき。 | 国等の機関において調達実績があることから、原文のとおりとします。なお、ご指摘の内容については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。 | 1 |
| | 複写機(単体)は出荷台数が少ないため、複写機の基準は削除するべき。 | 国等の機関において調達実績があることから、原文のとおりとします。なお、ご指摘の内容については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。 | 1 |
| | アナログ式の複写機や、単機能のデジタル複写機はもはや生産していないため、それらに関する記載は除去するべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| | リユースに配慮した機器の省エネ基準が古く、適正な水準ではない。 | 「再生型機」「部品リユース機」というリユースに配慮した機器であることを評価しているため、原文のとおりとします。 | 1 |
| | リユースに配慮した機器の購入が少ないのであれば、購入促進策を実施するか基準を削除を検討すべき。 | リユースに配慮した機器の導入促進を図る観点から判断の基準等を設定していることから、原文のとおりとします。 | 1 |
| プリンタ等 | インクジェット方式以外の複写機能及びプリント機能を有する複合機は、5-1「コピー機等」、5-2「プリンタ等」の双方に該当するため不適切である。 | コピー機をベースとした複合機はコピー機等に、プリンタをベースとした複合機はプリンタ等に分類されるという整理になります。それぞれに該当する製品については手引き等で解説する予定となっているため、原文のとおりとします。 | 1 |
| ②電子計算機等 | | | 3 |
| 電子計算機 | サーバー型電子計算機については、備考1の①複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のものを現行のとおり除外対象機器として残すべき。 | ご意見を踏まえ、サーバー型電子計算機については、現行のとおり除外対象とします。 | 1 |
| | 判断の基準①イのオフモード消費電力に係る基準は小型サーバに限定すべき。 | 判断の基準①アのエネルギー基準達成率に係る基準又はイのオフモード消費電力に係る基準のいずれかを満たすこととしており、小型サーバに限定する必要はないため、原文のとおりとします。 | 1 |
| | 判断の基準①アのエネルギー基準達成率に係る基準は、最初は150とし、段階的に180に引き上げるべき。 | エネルギー基準達成率180以上の製品が市場に十分供給されていることから、原文のとおりとします。 | 1 |
| ③オフィス機器等 | | | 1 |
| シュレッダー | 国内シュレッダーは輸出を行っていないため、海外規制の0.5W以下には対応不可である。1.5W以下又は2W以下に基準値の変更を要望する。 | ご意見を踏まえ、待機時消費電力に係る判断の基準の見直しを行います。 | |
| ④照明 | | | 2 |
| 蛍光灯 | 蛍光灯の管径の基準を32.5(±1.5)mm以下から38.0(±1.5)mmに変更してほしい。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| LED照明器具 | 固有エネルギー消費効率について、ダウンライト85lm/W以上、高天井用100lm/W、演色性はダウンライト(昼光色・昼白色・白色)、高天井用照明器具においてはRaが70以上とする緩和規定を設けるべき。(製品の定義はJIS Z 8113照明用語に準ずる)。 | ご意見を踏まえ、ダウンライト及び高天井器具の固有エネルギー消費効率及び平均演色評価数の見直しを行います。 | 1 |
| ⑤公共工事 | | | 42 |
| 型枠 | 合法性木材を使用した型枠を特定調達品目に追加すべき。 | ご意見を参考とさせて頂きました。なお、検討の結果、「合板型枠」を特定調達品目に追加することとします。 | 37 |
| 資材 | 我が国では本年よりビーズ法ポリスチレンフォームに難燃性を付与するための難燃剤(HBCD)の製造、使用が禁止されたことから、ビーズ法ポリスチレンフォームを使用している資材を品目に追加し、HBCDを含有しないことを明記すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 断熱材 | 断熱材の判断の基準に「③ビーズ法ポリスチレンフォームにあつては難燃剤としてHBCDを含有しないこと、かつ使用されている難燃剤の水溶性、生態蓄積性が低いこと。」を追加すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 発泡プラスチック系床下地 | 発泡プラスチック系床下地を特定調達品目に追加すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 発泡プラスチック系軽量盛り土 | 発泡プラスチック系軽量盛土材を特定調達品目に追加すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 発泡プラスチック系軽量かさ上げ材 | 発泡プラスチック系軽量かさ上げ材を特定調達品目に追加すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |

特定調達品目（物品及び役務）分野別見直しスケジュール（平成27～31年度）

| 分野 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|--------------------|--|----------------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------------|
| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| 見直し品目数 | 28品目 | 25品目 | 19品目+文具+家具 | 11品目 | 27品目 | | | | | |
| 紙類 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー | | コピー用紙、フォーム用紙、J用紙、印刷用紙2品目 | | | | | | | |
| 文具類 | | | 全品目 | | | | | | | |
| オフィス家具等 | | | 全品目 | | | | | | | |
| 画像機器等 (旧OA機器) | トナーカートリッジ、インクカートリッジ | | | プロジェクタ | | | | | | コピー機等3品目、プリンタ等2品目、ファクシミリ、スキャナ |
| 電子計算機等 (旧OA機器) | 電子計算機、磁気ディスク装置 | | | | | | | | | |
| オフィス機器等 (旧OA機器) | | デジタル印刷機、掛時計 | | | | | | | | 一次電池及び小形充電式電池、電卓、シュレッダー |
| 移動電話 | | | | | | | | | | 携帯電話、PHS、スマートフォン |
| 家電製品 | 電気冷蔵庫等3品目、電気便座 | | | | | | | | | 電子レンジ、テレビジョン受信機 |
| エアコンディショナ ー等 | エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機 | | | | | | | | | ストーブ |
| 温水器等 | | | | | | | | | | ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器 |
| 照明 | 蛍光灯照明器具 | | | | | | | | | LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光灯ランプ（直管）、電球形蛍光灯ランプ |
| 自動車等 | 乗用車用タイヤ | 自動車 | | | | | | | | ETC、カーナビ |
| 消火器 | | | | | | | | | | |
| 制服・作業服 | 制服、作業服、帽子 | | | | | | | | | |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパパンチカーペット、毛布、ふとん | | | | | | | | | 金属製ブラインド |
| 作業手袋 | 作業手袋 | | | | | | | | | |
| その他繊維製品 | 集会用テント、ブルーシート | 防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ | | | | | | | | |
| 設備 | | 生ゴミ処理機、節水機器 | | | | | | | | |
| 災害備蓄用品 | | 災害備蓄用品 10品目 | | | | | | | | |
| 役務 | 飲料自動販売機設置 | 庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除 | 輸配送、旅客輸送、引越輸送、タイヤ更生、自動車整備 | | | | | | | 会議運営、小売業務、食堂、蛍光灯機能提供業務 |
| 公共工事（参考） | | 間伐材、再利用木材等使用製品、木材ボード、節水型機器 | 土木製品、タイル・ブロック | | | | | | | 建築製品 |

注1：斜体はエコマーク基準のないもの。下線は現段階におけるエコマーク改定年度より早めたもの

注2：環境方針の大枠の方針等を踏まえ、スケジュールの変更はあり得る

注2：横断的な見直しは予定としては示していない。